

第 3 次鴨川市基本構想

(案)

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 計画の構成・期間	2
1 計画の構成	2
2 計画の期間	2
第3章 将来人口等の見通し	3
1 推計人口	3
2 将来展望	3
第4章 土地利用構想	4
1 土地利用の基本方針	4
2 将来都市構造	4
第5章 計画の方向性	6
1 目指す将来都市像（地域ビジョン）	6
2 まちづくりの基本理念	6
3 まちづくりの基本方針	7

第1章 計画策定の趣旨

本市は、平成17年の旧鴨川市と旧天津小湊町の合併以来、平成18年3月に策定した「第1次鴨川市基本構想」、平成28年3月に策定した「第2次鴨川市総合計画」に基づき、各種施策の推進に取り組んできました。また、平成28年1月に「鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、続く令和3年3月に策定した「第2期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「鴨川市第4次5か年計画」と一体的な計画とし、人口減少への対応、地域経済の活性化などに向けた取組を進めてきました。

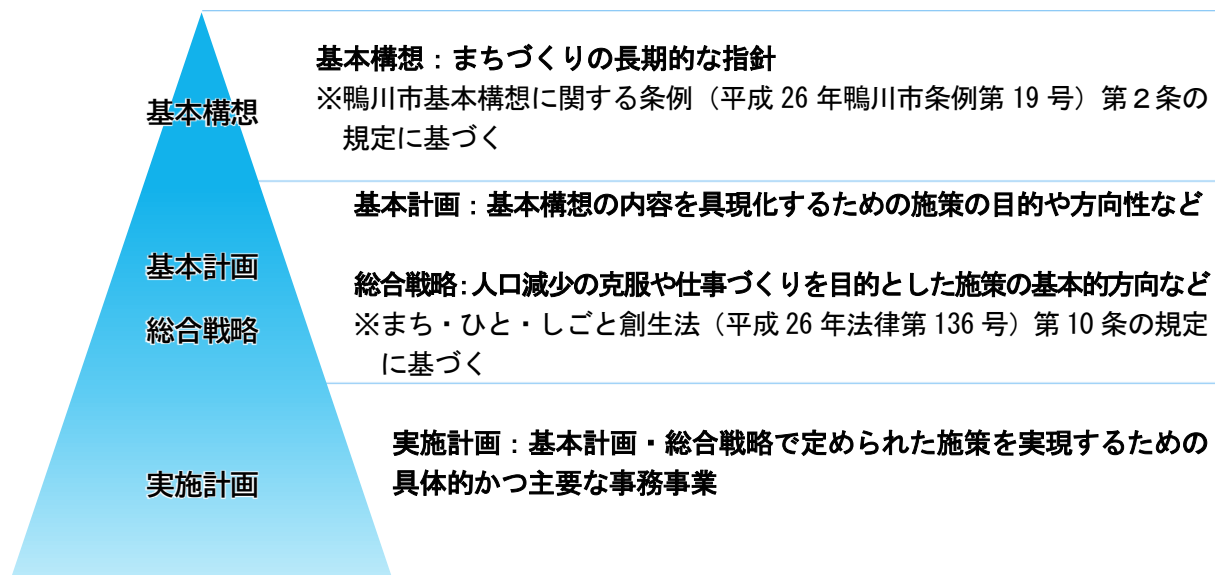
しかしながら、想定を上回る人口減少・少子高齢化の加速に加え、気候変動に伴う豪雨災害の頻発・激甚化、地域の担い手不足、医療・介護ニーズの増大、さらには物価高騰など、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。特に、近年のデジタル技術の急速な進展は、柔軟で多様な働き方が広がるなど、社会環境の変化をもたらし、私たちの生活も大きな転換の時期を迎えています。

このような厳しい状況だからこそ、中長期的な視点を持ち、社会の潮流や将来を見据えながら、本市が目指すべき将来像やまちづくりの方向性を明確にし、必要な施策を推進していくことが求められています。

第2次鴨川市総合計画は、令和7年度をもってその計画期間が終了することから、本市の地域特性や地域資源を最大限に活用し、市民との協働と、産・官・学・金・労・言・士の連携を基調としたまちづくりの指針として、「第3次鴨川市総合計画」を策定します。

第2章 計画の構成・期間

1 計画の構成



2 計画の期間

基本構想の期間は、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とします。また、基本計画の第 5 次 5 か年計画及び第 3 期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間を、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。さらに、実施計画の計画期間は 3 年間とし、前期実施計画の期間は、令和 8 年度から令和 10 年度までとします。

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
基本構想	第3次基本構想									
基本計画	第5次5か年計画					第6次5か年計画				
総合戦略	第3期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略									
実施計画 ※別途策定	前期実施計画					前期実施計画				
			見直					見直		
			後期実施計画					後期実施計画		

第3章 将来人口等の見通し

1 推計人口

本市の人口は、長期間にわたり一貫して減少していますが、この傾向は今後も継続すると推定されます。国立社会保障・人口問題研究所によると、2030（令和12）年時点では、総人口が28,186人となり、2050（令和32）年には22,407人になると推計されています。年齢別では、年少人口と生産年齢人口は、人口・構成割合ともに減少となる一方、老年人口は、人口増のピークこそ超えるものの、構成割合は一貫して増加し40%を超えると推計されます。

本市の「自然増減」は、死亡数が出生数を上回る「自然減」の状態が続いており、また、その減少幅も徐々に大きくなってきています。

「社会増減」については、年によってバラツキがあり、転入超過（「社会増」）となる年もあるものの、全体としては転出超過（「社会減」）の傾向となっています。

総人口及び年齢3区分別人口の推移

年	総人口	年少人口 0～14歳	生産年齢人口 15～64歳	老年人口 65歳以上	年少人口 割合	生産年齢 人口割合	老年人口 割合
1995	人 39,283	人 5,677	人 24,299	人 9,298	% 14.5	% 61.9	% 23.7
2000	37,653	4,738	22,652	10,263	12.6	60.2	27.3
2005	36,475	4,183	21,201	11,022	11.5	58.2	30.3
2010	35,766	3,929	20,221	11,567	11.0	56.6	32.4
2015	33,932	3,524	17,985	12,295	10.4	53.2	36.4
2020	32,116	2,991	16,205	12,375	9.5	51.3	39.2
2025	29,748	2,439	15,335	11,974	8.2	51.5	40.3
2030	28,186	2,160	14,744	11,282	7.7	52.3	40.0
2035	26,610	1,996	13,717	10,897	7.5	51.5	41.0
2040	25,092	1,980	12,414	10,698	7.9	49.5	42.6
2045	23,663	1,921	11,546	10,196	8.1	48.8	43.1
2050	22,407	1,800	11,030	9,577	8.0	49.2	42.7

出典 実績：各年国勢調査、推計：日本の地域別将来推計人口（令和5年12月）

※（実績）総人口は年齢不詳を含むため各項目の和と一致しない。

2 将来展望

① 展望に当たっての視点

- ・ 合計特殊出生率の向上を図ります。
- ・ 移住・定住の促進により、社会増減の均衡を図ります。

② 将来展望

人口が減少していくことを前提に、その減少幅を抑制していくことを目指します。

第4章 土地利用構想

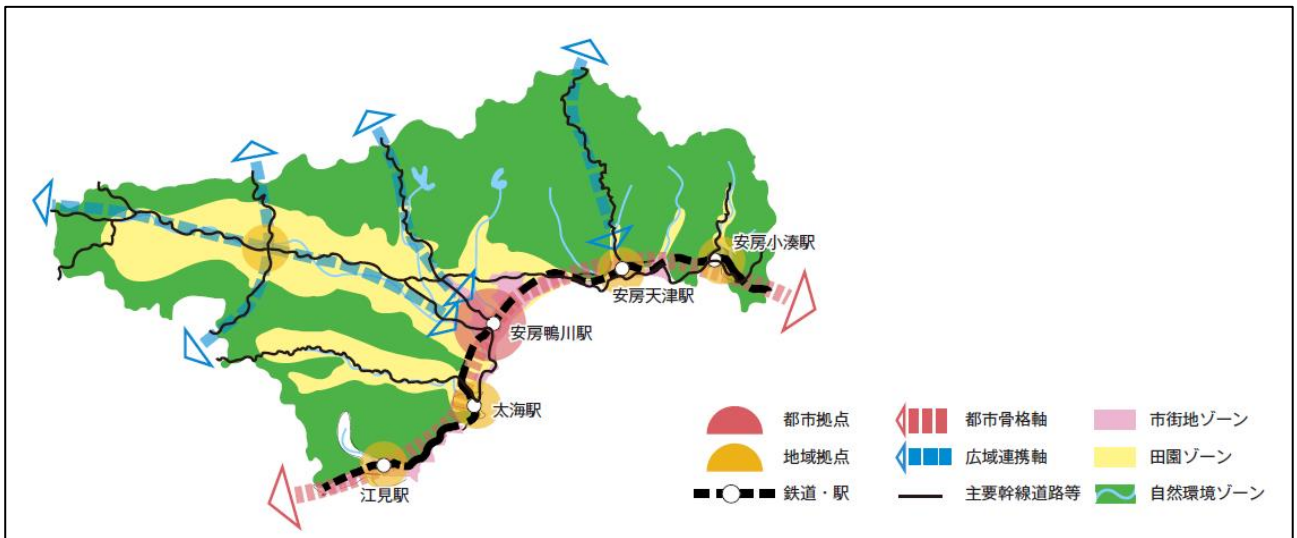
1 土地利用の基本方針

本市のまちづくりの基本理念に基づき、将来都市像の実現を図るため、本市の土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

- 総合的かつ計画的な土地利用に向けた適切な誘導施策の推進
- 自然環境の多面的機能の確保に配慮した保全と活用
- 歴史・文化と風土を尊重した魅力ある景観の保全と活用
- 安心・安全に暮らすことができるまちづくりの推進
- 地域特性を最大限に活かした既存産業の育成と新たな産業基盤の整備
- 魅力的で利便性の高い都市空間・居住空間の形成
- 幅広い交流と快適な生活を支える交通基盤の整備

2 将来都市構造

将来都市構造は、人々が集い、憩い、活動する場となる「拠点」、人や物の主要な動線を示す「軸」、そして、同じ特性を持った土地利用が連続して広がる範囲を示す「ゾーン」の3つの要素に分類して設定します。



1 拠点

都市拠点 都市機能の集積を図るエリア

J R安房鴨川駅を中心に形成された市街地を本市の『都市拠点』に位置付け、市民や来訪者の活動の拠点として、商業・業務機能や公共公益機能、交通結節機能の拡充を図り、中心拠点にふさわしい環境整備と賑わいの創出を図ります。

地域拠点 市民生活の中核を担うエリア

鉄道駅を有する天津・小湊・太海・江見地区及び主要地方道鴨川保田線と国道 410 号の交差点周辺に形成された市街地を『地域拠点』に位置付け、地域住民の生活利便性の向上に資する都市機能の充実を図るとともに、既成市街地内の生活環境の改善を推進します。

2 軸

都市骨格軸 広域的な交流を支える本市の骨格となる動線

都市拠点と周辺都市との間の移動を支えるとともに、本市の主要市街地が形成されている都市拠点と地域拠点との間をつなぐJ R外房線・内房線、国道 128 号を本市の『都市骨格軸』に位置付け、交通機能の維持・強化を図ります。

広域連携軸 都市機能をつなぎ合わせる市内の主要動線

都市骨格軸を補完し、都市拠点、地域拠点及び周辺都市との間の移動を支える国道 410 号及び主要地方道を『広域連携軸』に位置付け、道路機能の更なる強化を促進します。

3 ゾーン

市街地ゾーン 安心・安全に住み続けることのできる質の高い市街地

多くの市民が居住するとともに、行政機能や広域的な商業機能が集積する海岸沿いの既成市街地を『市街地ゾーン』に位置付け、都市基盤の充実を図るとともに、市民がいつまでも安心・安全に住み続けることができる、質の高い市街地環境の形成を推進します。

田園ゾーン 既存集落の維持・活性化に資する農業生産の場

本市の山間の平たん地に広がる農地や、そこに形成される集落地帯を『田園ゾーン』に位置付け、農業生産の場となる農地の保全・管理を図るとともに、既存集落の維持・活性化にも配慮した適正な土地利用誘導を推進します。

自然環境ゾーン 防災や環境保全等の機能を有する自然環境が広がるエリア

沿岸部や丘陵・山間部の森林、河川など、豊かな自然環境が広がる地帯を『自然環境ゾーン』に位置付け、多様な主体による適正な保全・管理を図りながら、自然が有する防災機能や環境保全機能の維持を図るとともに、観光資源としての計画的な活用を推進します。

1 目指す将来都市像（地域ビジョン）

健康と観光の融合都市 自然と共に生きるウェルネスシティ鴨川

本市が誇る美しい海と山々、そして温暖な気候を背景に、歴史・文化・自然の恵みを有する観光資源に恵まれた地域であることの強みを最大限に活かし、地域住民と来訪者がともに健康で充実したライフスタイルを送る都市モデルを創出します。

医療・福祉・観光・農業など多分野の連携を通じて、“癒し”と“活力”を提供する次世代型ウェルネスシティを構築し、自然と調和した暮らしの中で、地域経済の活性化と住民のQOL（生活の質）向上を両立させます。

サーフィンや釣りを楽しむ海、土に触れて癒される里山、心も体もほぐす温泉、農水産物の魅力ある食材、歴史と文化を伝える神社仏閣、仲間とともに汗を流すスポーツ施設、さらには充実した医療環境に至るまで、多様な分野において心身の健康増進につながる観光資源が集積しています。これらを有機的に活かし、「健康」と「観光」を融合させたまちづくりを進めることで、市民が健やかに暮らし、訪れる人々が癒しと活力を得られる持続可能な地域社会の実現を目指します。

2 まちづくりの基本理念

本市を取り巻く社会・経済環境、地域ニーズの変化に対応し、本市が進むべき方向性を明らかにするため、本市が推進するまちづくりの全分野にわたる基本理念を次のとおり定めます。

基本理念

1 「交流」のまちづくり

多くの人々が集う、交流に支えられた賑わいあふれるまちづくりを進めます。

2 「元気」のまちづくり

地域全体が活力にあふれ、住む人も訪れる人も元気になる、住んでみたい、ずっと住み続けたいまちづくりを進めます。

3 「環境」のまちづくり

豊かな自然環境と快適な生活環境が調和した、持続的に発展可能なまちづくりを進めます。

4 「協働」のまちづくり

産学民官の連携による協働のまちづくり・ひとづくりのもと、みんなが主役のまちづくりを進めます。

5 「安心」のまちづくり

市民一人ひとりが安全で健やかに、生涯を通して安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

3 まちづくりの基本方針

基本方針は、本市のまちづくりの基本理念に基づき、将来都市像の実現を図るため、政策分野ごとに、その取り組むべき方向性を定めるものです。

基本方針

- 1 地域の特色を活かした賑わいと活力あるまち
- 2 魅力あふれる住みやすいまち
- 3 自然と共生する安心・安全なまち
- 4 夢と学びのまち
- 5 健やかに暮らせる福祉のまち
- 6 健全で効率的な行財政運営を実現するまち

基本方針1：地域の特色を活かした賑わいと活力あるまち

持続可能な農林水産業の振興に注力し、地域の豊かな自然資源を活かした生産力の向上と安定的な産業基盤の確立を図ります。地域の特色を活かした農林水産物のブランド化や6次産業化の推進にも取り組み、持続可能な成長を支えます。また、地域に根ざした商工業の振興と企業等の誘致を積極的に進め、新たなビジネスチャンスの創出や雇用の拡大を目指します。さらに、多様な観光資源や交流事業の充実により、地域の魅力を国内外に発信し、観光客や交流人口の増加を促進します。加えて、移住・定住の促進を図るため、生活環境の整備や子育て支援、地域コミュニティの活性化に努めます。人・モノ・経済を循環させることで、魅力があふれる地域の活力と持続可能な発展を支えていきます。

基本施策

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| 1－1 持続可能な農林水産業の振興 | 1－3 多様な観光・交流の振興 |
| 1－2 地域に根ざした商工業の振興と企業等の誘致 | 1－4 移住・定住の促進 |

基本方針２：魅力あふれる住みやすいまち

利便性の高い地域交通網の整備を推進し、市内外の移動がよりスムーズかつ便利になる環境を整えることで、市民の生活の利便性向上と経済活動の活性化を図り、地域の発展に寄与します。また、快適な居住環境の整備にも力を入れることで、住宅や公共空間の質の向上を図ります。さらに、上下水道の整備を着実に進め、安全で安定した水環境の提供に努めるとともに、環境衛生施設の充実を図り、健康で清潔な生活基盤の強化に取り組みます。このように生活基盤を整備することで、誰もが住みやすいまちづくりを推進します。

基本施策

- | | |
|----------------------|---------------|
| ２－１ 利便性の高い地域交通網体系の整備 | ２－３ 上下水道の整備 |
| ２－２ 快適で安全な居住環境の整備 | ２－４ 環境衛生施設の整備 |

基本方針３：自然と共生する安心・安全なまち

豊かな自然環境の保全と市民の環境意識の高揚に取り組み、地域の自然資源を未来へ継承します。また、循環型社会の形成と脱炭素化を積極的に推進し、環境負荷の軽減と持続可能な社会の実現を目指します。さらに、消防・防災体制の整備充実により、災害に強いまちづくりを進め、市民の安全を確保します。加えて、防犯対策や交通安全の推進を強化し、誰もが安心して暮らせる環境を整備していきます。これらの施策を通じて、自然と共生しながら安全で安心できるまちを目指します。

基本施策

- | | |
|----------------------|------------------|
| ３－１ 自然環境の保全と環境意識の高揚 | ３－３ 消防・防災体制の整備充実 |
| ３－２ 循環型社会の形成と脱炭素化の推進 | ３－４ 防犯・交通安全対策の推進 |

基本方針４：夢と学びのまち

子どもたちが自ら考え、行動する力を身につけられるよう、地域や家庭と連携した学校教育の充実に取り組み、個々の学びを支える教育環境を整備します。また、市民が年齢や世代を問わず学び続けられるよう、生涯学習の機会を充実させ、地域の活力やつながりの強化につなげていきます。さらに、伝統文化や芸術活動の振興を通じて、心豊かに暮らせる地域づくりを進めます。加えて、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境を整え、健康づくりや地域の一体感の醸成を図ります。こうした学びや文化・スポーツの振興を通じて、市民一人ひとりが夢を持ち、成長を実感できるまちを目指します。

基本施策

- | | |
|--------------------|-------------|
| ４－１ 生きる力を育む学校教育の充実 | ４－３ スポーツの振興 |
| ４－２ 生涯学習の充実と文化の振興 | |

基本方針５：健やかに暮らせる福祉のまち

健康寿命の延伸と生涯現役生活の実現に向けて、市民一人ひとりの健康づくりや介護予防を推進し、高齢者が社会とのつながりを保ちながら、いきいきと活躍できる環境づくりを進めます。安心して子どもを産み育てられるまちを実現するため、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援体制を整え、保育サービスの充実や子育てに関する相談体制の強化に取り組みます。また、障害のある人や高齢者、子育て世代、外国人など多様な立場の人々が、地域の中で互いに支え合いながら自分らしく生活できるよう、福祉サービスの向上と地域共生の仕組みづくりを推進します。全ての市民が安心して暮らせるよう、誰もが尊重され、主体性を持って参加できる包容力のあるまちの実現を目指します。

基本施策

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| ５－１ 健康寿命の延伸と生涯現役生活の実現 | ５－３ みんながいきいきと暮らせる社会の形成 |
| ５－２ 安心して産み、育てられる子育て支援の推進 | |

基本方針６：健全で効率的な行財政運営を実現するまち

市民サービスの安定的な提供と利便性の向上に向けて、業務の見直しやデジタル化の活用を進め、行政の質を高めます。また、中長期的な視点に立った健全な財政基盤の確立に取り組み、安定的な自治体運営を支えるとともに、透明性と信頼性のある行財政運営を実現します。これらの施策を通じて、限られた財源を有効に活用し、持続可能で効率的な行政運営を推進することで、変化する社会情勢や多様な行政課題に柔軟に対応できる体制を整え、市民とともに歩む持続可能なまちづくりを進めます。

基本施策

- | |
|----------------------|
| ６－１ 市民サービスの安定化と利便性向上 |
| ６－２ 健全な財政基盤の確立 |